

厚生常任委員会

平成25年2月19日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小林 誠	○宮崎 和彦	吉野 俊明
中西 和夫	辻 善次	里川宜志子
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	西本 喜一	住 民 生 活 部 長	乾 善亮
福 祉 課 長	植村 俊彦	同 課 長 補 佐	中原 潤
国保医療課長	寺田 良信	同 課 長 補 佐	田口 昌孝
健康対策課長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	増井つゆ子
環境対策課長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	井上 究
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	清水 昭雄
同 課 長 補 佐	鎌田 裕之		

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 中西委員、辻委員

委員長

おはようございます。

里川委員より遅刻の連絡を受けておりますが、ただ今より厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、中西委員、辻委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願います。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに1. 継続審査案件であります（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、昨年の年末のごみ処理につきまして、特に持込場所を変更しておりますので、その状況報告と、平成25年度、本年4月よりごみ収集体制の一部見直しを計画しておりますので、その概要につきましてご説明をさせていただきます。

まず、年末のごみ持込についてであります。

従来、年末のごみ持込につきましては、衛生処理場で対応をさせていただいておりましたが、衛生処理場での焼却処理廃止に伴いまして、地元からの要望もございましたことから、平成24年の年末につきましては、12月29日から30日までは、斑鳩町役場東側駐車場で。31日、

大晦日につきましては、役場東側駐車場に加えまして、生き生きプラザ斑鳩の駐車場、三井観光自動車駐車場の3か所で持込対応をさせていただいたところであります。

その状況であります。12月29日につきましては240件。30日につきましては323件。そして、31日につきましては、役場東側駐車場で451件。生き生きプラザ斑鳩で391件。三井観光自動車駐車場で180件。合計1,022件の持込があったところで、年末3日間の合計で1,585件。約30tのごみ・資源物が持ち込まれております。なお、周辺への影響であります。31日、役場東側駐車場では、西側の町道におきまして、順番待ちの車輛が、一時、国道の寸前まで並びましたが、国道まで渋滞が伸びることはなく、それ以外の持込場所では、搬入される車輛で、公道等に影響を与えるようなことはございませんでした。また、3会場ともに、付近に住宅がございますが、住民の方々から騒音や臭気、そのほかの苦情もなかったところでございます。

さらに、衛生処理場に間違っただけ持ち込まれた方も3日間で71件ございましたが、すべて自動車での搬入でトラブルもなく、役場の持込場所に移動いただけており、混乱もなく年末の持込み対応ができたものと考えているところであります。

本年の年末のごみ持込み体制につきましては、現在のところ未定であります。昨年末の状況や持込者数等を参考にしながら、体制を整えていきたいと考えているところであります。

次に、平成25年度からのごみ収集体制の一部見直しについてであります。

現在、可燃ごみ、ビン類・缶類、ペットボトル、有害危険なごみにつきましては、町職員によります収集のほか、平成20年度より、下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、通称、合特法と呼ばれておりますが、その合特法に基づきます、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業の安定的な経営の保持を図るための代替業務といたしまして、有限会社清水環境開発に一部の地域につきまして、収集業務を委託してございまして、それ以外の不燃ごみ、その他プラスチック類、

木くず・草類、そして、モデル事業であります生ごみにつきましては、町職員により、現在収集を行っているところであります。

平成21年度から実施しております生ごみ分別収集モデル事業につきましては、現在、町の世帯の4分の1に近い2,700を超える世帯で分別収集に取り組んでいただいております。生ごみの集積場所も100か所を超えております。また、現在、複数の自治会で生ごみ分別収集事業への参画をご検討いただいております。世帯数や集積場所の数は、今後、加速的に伸びていくものと予測をしております。

現在、清掃員2名が専属的に生ごみ収納箱の設置及び収集を行っている状況であります。ほぼ、限界となっております。複数のチーム編成が必要となってきたところであります。

一方、住民の方々のごみ減量への意識や生ごみ、木くず・草類の分別収集の充実によりまして、可燃ごみの収集量は、収集の一部を委託いたしました平成20年度と現在の状況を比較いたしますと、約30%収集量が減少しているところであります。このことから、平成25年度より、可燃ごみにつきましては、町全域の収集を業者委託とし、町が、これまで行っておりました可燃ごみ収集の分を、生ごみのほか、他のごみ・資源物収集の充実に回す計画をしております。

資料1で、平成25年度ごみ・資源物収集日一覧表をお示ししておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

まず、町の可燃ごみ収集に代わります町の収集体制の充実では、生ごみにつきましては、これまで収集車1台、2名の職員で収集しておりましたが、4月以降、収集車2台、4名での収集体制に拡充いたします。

また、資料1の中央部分に太い線で囲んでおりますが、枝葉・草類であります。平成24年度までは、隔週の水曜日、月2回収集を行っておりましたが、保管場所の関係から、収集回数の増加を望む声が多く、町内を月曜日収集コースと火曜日収集コースの2つの地域に分けて、週1回の収集体制に拡充いたします。なお、これまで、住民の方々にお配りしておりました収集日一覧表では、「木くず・草類」と表示しておりましたが、加工された木材も木くずとして出される方がございまして、

今回、樹木の木くずということがよりわかるように、「枝葉・草類」という表現にさせていただこうと考えております。

次に、毎週木曜日と金曜日に収集をしております、その他プラスチック類につきましては、分別の徹底などから、資源化処理をはじめました平成17年度から20%増の収集量となっております。

現在、収集車2台、4名の職員が先行して収集し、可燃ごみ収集を終えた収集車2台、4名が応援に回るといった体制で収集しておりますが、排出量の増加から、収集が午後近くになる地域がございまして、特に風の強い日などは、ごみ集積場所付近の方から袋が飛散するので、早く収集してほしいといった苦情も寄せられ、時には、昼食の休憩時間を遅らせるなどして対応することもございますことから、木曜日、金曜日の可燃ごみ収集がなくなる分、その他プラスチック類の収集を充実させようと考えているところであります。

一方、すべての地域を委託いたします可燃ごみにつきましては、これまで、町が収集車2台、職員4名、清水環境開発も収集車2台、従業員4名、合わせまして4台の収集車で、1日延べ6回、町内と最終処分場を行き来しており、収集車2台につきましては、2往復、もう2台は1往復の収集となっている状況であります。

このような状況が定着しておりますことから、収集車3台による収集に縮小いたしましても、十分、午前中には、収集が終了するものと考えておりまして、4月以降は、委託業者の収集車3台で、それぞれ月・木曜日コース、火・金曜日コースの収集を行う計画にしております。

なお、委託料であります。これまで清水環境開発には、家庭ごみ収集委託料として1,350万円、焼却灰の大阪湾広域臨海環境整備センターまでの運搬委託料として100万円で、それぞれ契約しておりましたが、焼却処理の委託化によりまして、平成25年度以降は、焼却灰の運搬業務がなくなります。

しかしながら、可燃ごみの収集エリアが増加するという一方で、平成24年度まで焼却灰の運搬委託料としていた100万円分を可燃ごみ収集委託料に上乗せをし、家庭ごみ収集委託料を1,450万円とし、収

集車も1台増車する必要があることから、1台を無償譲渡することで合意をしているところであります。

また、平成26年度以降につきましては平成25年度中に、平成22年度から23年度の下水道接続に伴う経営状況を確認するなかで、合特法の精神に基づきます代替業務の提供をしてみたいと考えているところであります。

なお、収集体制の見直しによりまして、特に、可燃ごみにつきましては、収集時間がこれまでとは大きく変わる地域が出てくるのが予想できますので、十分、住民の方々に周知いたしますとともに、委託業者に対しましても、できるだけ早い期間内に収集時間がほぼ一定するよう収集コースの熟知に努めるよう指導してみたいと考えているところであります。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員 今、説明を聞いていて、1点だけ少し気になったんですけども、けっこうごみ収集時に今まで何回か事故とかがあって、補正予算なんかが、賠償とかの関係であがってきたりしてたんですが、これ業者に委託した場合、その業者が事故なんかを起こしたときですね、そういうのは、どんな処理になると考えたらよろしいですか。

環境対策 事故の対応につきましても、すべて委託業者内で処理することの契約
課長 内容になっております。

委員長 他に、何かご意見ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。本件については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 3月定例会の付議予定議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

(1) 斑鳩町新型インフルエンザ等対策本部条例について、理事者の説明を求めます。西梶健康対策課長。

健康対策 課長 それでは、斑鳩町新型インフルエンザ等対策本部条例について、ご説明させていただきます。資料2をご覧ください。最後のページの要旨でご説明させていただきます。

平成24年5月11日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）が公布されたことから、法第37条において準用する法第26条の規定に基づき、斑鳩町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定するものであります。

主な制定内容ですが、(1) 組織（第2条関係）は、①で、対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。②として、本部長は、町長とし、対策本部の事務を総括する。③、副本部長は、副町長及び教育長とし、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。④、本部員は、消防団長及び町長が任命する町職員とし、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事すると規定しております。

(2) 会議（第3条関係）では、①、本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。②、本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他町職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができるとしております。(3) 部（第4条関係）では、①、本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。②、部に属すべき本部員は、本部長が指名する。③、部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれにあたる。④、部長は、部の事務を総理すると規定しています。

施行期日ですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法は公布の日から1年以内に施行することとなっており、まだ、施行されていないことから、この条例は、法の施行の日から施行することとしています。

なお、制定条文の説明につきましては、省略させていただきます。

また、斑鳩町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定に伴いまして、斑鳩町新型インフルエンザ対策本部設置要綱を廃止するものであります。以上で、斑鳩町新型インフルエンザ等対策本部条例についてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何か質疑があればお受けいたします。
嶋田議長。

議長 この第2条の④本部員は、消防団長及び町長が任命する町職員として、これ、消防団長というのはどういうことでここに上がっているんですか。

健康対策課長 新型インフルエンザ等特別措置法の中で、市町村の対策本部の本部員のところで、消防団長という規定がございまして、それをこの中で定めさせていただきます。

議長 そうしたら、本部長は、消防団長及び町長が任命する町職員として、これ消防団長が町職員を任命できるんですか、任命する権限あるんですか。

健康対策課長 消防団長と、それとは別に、町長が任命する職員ということで、消防団長と、任命するのは町職員を任命するというところでございます。

議長 はいはい、わかりました。

委員長 他に、何かご意見ございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長 それでは、斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてでございます。3月の定例会に提出を予定しておりまして、資料3にもとづきまして、事前にご説明をいたしたいと思っております。

末尾の要旨をご覧ください。

あわ保育園の会議室及び調理室の保育室への改修に伴いまして、受入児童の増加が図れたことから、同保育園の入所定員について、本条例において所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、あわ保育園の入所定員を150名から230名に改めるというものでございます。

平成25年4月1日から施行するというものでございます。

簡単ではございますが、斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例についての説明といたします。

委員長 説明が終わりましたので、何か質疑があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員 私は、この条例を改正するというのは当然のことだと思っておりますので、これはいいんですけれども、ただ、保育園の実情としまして、あわ保育園の場合ですね、ちょっとちゃんと聞きたいんですけど、入所希望をいつとってはるのかわかりませんが、今年1月末ごろ、聞くところによると、もう既に断られた人がおるといふことと、それと私の近いところで、今まだ保留で、保育士が見つければ何とかなるけれども、保育士がうまく採用できてなくて、ちょっと返事が保留と、今年に入ってからでもまだそんな状況やというようなことがあるんですけどね。ちょっと入所希望はいつとらはずって、けっこう早くとってると思っています。

けどね、いつとらはって、その手当てがでけへんで、未だにまだちゃんと親御さんに預かれるとかちゃんと言えへんという。4月からのことなのにな。それについてちょっとどうなんやろうという気持ちが私の中にあっただんで、そのへんだけ尋ねさせてほしいなと思います。

福祉課長 募集につきましては、昨年の10月ごろ、秋に申込みを受付けいたしました。あわ保育園につきましては、1月現在で227人の募集がありましたもので、この定員というのは、その実情にも整合をとるような形で設けさせていただいた数字でございます。

確かに、保育園というのは部屋が仕切られておまして、当然その部屋に何歳児が入るかによって受け入れ可能人数というのがかわってきます。また、ご承知のように、その入られる、希望される年齢に応じて保育士の人数もかわってきまして、それを確保しなければなりません。前回のこの委員会だったと思うんですが、保育士の試験につきましても1か月前倒しで行いまして、12月に第1回の試験を行っております。これだけでは、やはり受け入れ希望数には足りないということから、おとといの日曜日、2次の試験を受けて、まずは4月にこの希望されたお子さんをみるだけの保育士の確保の目途については、まだ合格・不合格というのはまだ出していませんけれども、目途はついている状況でございます。その中で、今、お受けできるかどうか、ちょっと保留させていただいたお子さんにも、近々に結果のほうはお伝えさせていただきたいと思います。また、その後、募集の後、転出などで、いわゆる町立保育所の入所希望を辞退されるというのも出てきておりますし、また年度途中で、本町の場合は7か月から受け入れをしておりますけれども、7か月に達して、年度途中で保育所を希望される方もおられます。そういう方につきましては、随時、保育士を臨時で雇用するなどの対策を打ちながら、できるかぎり希望には添いたいというふうに思っております。現在確かにちょっと回答をお待ちいただいている方はおりますけれども、その方についても近々返事というか、できるかぎり受け入れをしていくという方向で進めてまいりたいと考えております。

里川委員 保育所の運営とかいうのは、幼稚園とか学校と違って、今、課長言わはったように、年齢によって保育士の配置の数が違ってきますのでね。部屋の確保もある、そのへんはよく分かるんですけども、親にしたら、やっぱり、契約社員であったり、臨時職員であったり、いろんな勤め方もあるやろうけれども、やっぱり4月からというのは、割ときちっときりのいいところで、そのために10月に申込みをとっているんだから、できるだけきちっと年内には、ある程度が目途が立つような形を今後もとっていただけるような努力をしていただいて、お母さんらが仕事いくのに、安心して、4月から預けれる、仕事へ行けるとい、こういうのをちゃんと早くやっぱりしてあげんと、今2月の時点で何やまだ保留でわからへんというの、ちょっと私も、せっかく一生懸命、町のほうもしていただいているのに、親御さんにもそういうちょっと不安定な状況を与えるというのはよくないかなと。たいへんでしょうが、今後も前向きに、できるだけ早くそういうふうにできるように、やはり努力していただくといいことをお願いしておきたいと思います。

委員長 他に、何かございませんか。

(な し)

委員長 以上、3月定例会の付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項について、(1) 母子保健法に基づく措置に関する規則について、理事者の報告を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療課長 それでは、各課報告事項の(1)の母子保健法に基づく措置に関する規則の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

資料4をご覧くださいませでしょうか。最後に添付しております要旨をもって説明に代えさせていただきますので、よろしくお願ひします。

この規則は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、母子保健法の一部が改正をされたことから、本町が行う未熟児の訪問指導、養育医療の事務につきまして本規則を制定するものであります。

1、この規則の主な制定内容でございますが、1番目は、低体重児の届出、第2条関係でございます。体重が2500g未満の乳児が出生したときは、その保護者は低体重児出生届により町へ届出を行うこととなっております。

そして、2番目は、未熟児の訪問指導でございます。第3条関係でございます。低体重児の届出等により未熟児を把握し、養育上必要があると認めたときは保健師等による訪問指導を行うこととしております。

次に3番目の養育医療の給付の申請、第4条関係でございます。町長は、保護者からの養育医療の給付申請について給付を決定したときは養育医療券の交付を、給付を行わないことを決定したときは、不給付決定通知を交付することとしております。

次に4番目でございます。養育医療券の再交付、第5条関係でございます。養育医療券の交付を受けた者がその養育医療券を紛失又はき損した場合は養育医療券再交付申請書を提出するとしております。

次に5番目でございますが、養育医療の内容の変更、第6条関係でございます。指定医療機関が養育医療券の有効期間を超えて養育医療を行おうとする場合は、町長の同意を得なければならないとしております。

次に6番目として、看護料、移送費の支給、第7条関係でございます。法第20条第3項第4号の看護又は同項第5号の移送に要する費用は、町長の承認により、看護料又は移送費の支給を受けることができるとしております。

そして最後の7番目の費用の徴収、第8条関係でございます。保護者の世帯の階層区分に応じ、別表のとおり自己負担額を徴収することとしております。

そして、施行期日等は、平成25年4月1日から施行いたします。

またこの規則の施行日前に奈良県知事が行った処分、手続きその他の

行為につきましては、この規則の規定によりされたものとみなしております。

以上で、母子保健法に基づく措置に関する規則の制定についての説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑があれば、お受けいたします。
里川委員。

里川委員 これ今、見させていただいていて、感じたんですが、我々が出産した時分と違いまして、最近の出産までの妊婦さんの健診のなかでは、もう何キロ以上太ったらあかんとか、太らないで、太らないでということで、割合先生のほうから注意を受けるということの中では、比較的小さめのお子さんが生まれてる状況があるんですよね。うちももうほんまに何人も孫がおりますので、その都度、病院などにも出入りしてまして、実際、孫の中に2,480とかね、そんな子もございましたけれども、そういう割合小さく生まれる条件ていうのが現在のお産のなかにはある中では、こういうふうに決めはってんやったら、届出もしていただかなあかんということをきちっと伝えんなあかんし、それを知っていただかなあかんし。そして、それとですね、これは難しいかもわかりませんが、今まで母子手帳などにはすべて出生時の体重とかも書かれていますけど、そこを新生児訪問もされておられますけれども、だいたい2,500グラム以下って、斑鳩町やったら230から平成21年度やったら272も、私の記憶では272母子手帳発行してはりますわ。平成21年一番多かったですね。それぐらい250とか、今3,40で落ち着いてきているのかなと思うんですけども、それぐらいの中でね、一体どの程度そういう対象になる方がおられるんやろかなという、そういう見込みもあわせてそういう施策を進める中でのね、予算もあるやろうから、ちょっとどんなふうに見込んであるのかなというのだけ聞いときたいなと思うんです。

委員長 寺田国保医療課長。

国保医療課長 低体重児の届出の件数ということですが、平成23年度では斑鳩町では低体重児の届出というのは17件ございました。そして今年度、24年度の1月末でございますけども、17人でございます。

里川委員 届出これぐらいなんかなって、ちょっと少ないような気がしてね、割合低い体重の子どもさんというのは、私、病院出入りしている中で、2,500って言われたらですよ、それより少ない子というのは、結構見かけますので。私らの感覚で言うたら、2,000が基準やったかなと思ったりしてたんですけども、今、2,500でこういうふうな形できちっとやっていかれるということですので、できるだけ母子手帳を保健センターなんかに取りに行かれた時に、そういうときに、ちょっときちっとね、医療課と連携しはって、そういうのはまた母子手帳の申請の時に、またそういう説明なども加えていただいて、きちっとしていただくということで、お願いしておきたいと思います。

委員長 次に、(2)斑鳩町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱について、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策課長 それでは、各課報告事項の2番目、斑鳩町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料5で斑鳩町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱をお示しをしておりますが、その最後のページの要旨をもちまして、ご説明をさせていただきます。

まず、本要綱を創設いたします趣旨でございますが、近年、地球温暖化の原因となります温室効果ガスの削減が重要な課題となるなか、発電時や熱利用時に温室効果ガスをほとんど排出しないエネルギーとして、再生可能エネルギーの活用が期待をされております。

そのなかでも、家庭におきます再生可能エネルギーの活用方法として、

太陽光発電システムの普及が進められていますことから、当町におきましても、住宅用太陽光発電システムを設置、または設置された住宅を購入された方に対しまして、その費用の一部を補助することによりまして、再生可能エネルギー利用の普及促進を図り、地球温暖化対策を推進していこうとするものであります。

その主な制度の内容であります。補助対象者につきましては、斑鳩町に住所を有する方で、自己の居住の用に供する町内の住宅に対象システムを設置した方、または対象システムの設置された町内の新築の住宅を自己の居住の用に供するための購入された方としておりまして、マンションやアパートなどの共同住宅につきましては、対象外としております。また、太陽光発電システムの設置につきましては、国のほうでも補助事業を実施されておりますが、町の補助制度におきましても、対象の太陽光発電システムなどは、国の補助規程に準じることとしております。このことから、国の補助金の交付決定を受けた方を町の補助制度の対象者としております。そして、町税等の滞納のない方。この3つの要件すべてに該当する方を補助対象者というように定めております。

次に、補助金の額であります。1件あたり5万円とし、補助金の交付は、同一の住宅につき1回限りというように定めております。

次に、交付申請であります。補助の交付を受けようとする方は、斑鳩町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書に国補助金の交付決定通知書のほか、要綱で定めます必要な書類を添付し、提出いただくこととしております。

施行期日につきましては、平成25年4月1日からとし、同日以後に国の補助金の交付決定を受けた方に適用することとしております。

なお、町補助金の申請受付期間などにつきましては、別に募集要領を定めることとしておりまして、初年度の申請受付開始につきましては、周知期間等も必要なことから、6月1日から開始できればと考えているところであります。

その住民周知でございますが、募集要領を2月中にもまとめまして、4月号町広報紙で制度創設のお知らせをするとともに、ホームページへ

の掲載、役場をはじめ、町公共施設などへのポスターの掲出、あるいは募集案内チラシの備え付けなどしてまいりたいと考えているところであります。

以上で、斑鳩町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱につきましてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。 里川委員。

里川委員 風致地区内のね、太陽光発電システム設置というのは、規制がかかっているということで、以前に自由に風致地区の住宅であれば、それを付けることができないというようなことがあったんですが、県でもそれに対していろいろ議論をしていただいた経過もあると思うんですが、その点についてはどうなっているのかなど。設置できないと、もう設置させてもらわれへんという特定された場所もある中で、それは事業を進めていくっていうことでは、この交付要綱はいいんですけどもね、やっていっていただくというのはいいんですけども、その風致地区であって、付けられないよという、付けられないということはもちろんこういうことも受けられないという、そういう対象地域というのがね、あるのかどうかというのと、今後の動向ですね、県のほうでも一定の議論、風致地区内の設置についてはあったと思うんですが、その辺どんなふうに考えておられるか、ちょっと聞かせていただいております。

環境対策課長 風致地区内での行為の許可権者につきましては、本年4月以降、県から町に移行する予定で現在進められております。それに伴いまして、風致地区内での太陽光パネル設置につきましても、規制緩和する計画で、現在担当課のほうで進めていただいている状況であります。例えば、屋根の面積のいくら以内に納めるとか、そういったことで、今計画を進めていただいている状況でございます。

里川委員 風致地区内でやったらね、何か特殊なパネルを、特殊な場所に置いて、あまり目立たなくするとかね、ほんだらかえって一般のご家庭でやる工事費より高かったりとかね、する懸念が、いろいろ私、今まで調べさせてもらった中では、まあケースバイケースですけど、比較的高くつくという、そういう場合が多いということなんです、今、課長言われたように、一定の規制緩和を加えていただいて、より一般家庭に近い形で、その面積とかね、そういうので加減しながら、あまり大きく目立たなければいいというようなところでね、ある程度の緩和をしながら、風致地区内の方たちも建築する時にも、いろいろ町から言われ、努力していただいている上において、こういうことに取り組もうと思っても、制限加わるということではね、やっぱり、せっかくやったら取り組んでいただけるお宅やったら取り組んでいただいて、その辺、十分担当課と協議をしながら、緩和の方向も、景観保ちつつということの中で、これも努力をしながら風致地区内の人にはご理解いただけるような形で交付をさせていただきたいと、事業を進めてほしいということをお願いしておきたいと思います。以上で結構です。

委員長 他に、何かございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 すいません、ちょっとひとつだけ聞きたいんですけど。さっき共同住宅とかいうのは対象外と言うてたんですけども、買い取りマンションの場合と、あと家主さんがその経営されている住宅に住んでおられた場合はどうなるんですか。

委員長 池田副町長。

副町長 家主さんがその共同住宅に住んでおられても、それ自体が共同住宅ですので、それは対象といたしません。あくまでもこれはもう、個人住宅の一戸建て住宅を対象といたしておりますので、例えば分譲マンションも当然該当はいたしません。

委員長 それでは次に、（３）斑鳩町妊婦一般健康診査等実施要綱の一部を改正する要綱について、理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策
課長 それでは、斑鳩町妊婦一般健康診査等実施要綱の一部を改正する要綱について、ご報告させていただきます。

資料６をご覧ください。最後のページの要旨でご説明させていただきます。

妊婦の歯周病は、早産や低出生体重児の危険性が高まることから、これらを予防し、安心して出産に臨むことができるよう、妊婦一般健康診査に歯周疾患検診を加えるため本要綱において所要の改正を行うものがあります。

主な改正内容であります。 （１）として、妊婦歯周疾患検診の対象者、第１４条関係ですが、対象者は、斑鳩町に住所を有する妊婦とする。

（２）妊婦歯周疾患検診の実施、第１５条関係では、妊婦歯周疾患検診は、町が契約及び協定により医療機関に委託して行うものとします。

（３）妊婦歯周疾患検診の内容、第１６条関係は、問診、診察（軟組織・歯・顎関節の状態、歯周組織の状態等）とします。（４）妊婦歯周疾患検診の受診、第１７条関係では、妊娠期間中１回とし、妊婦歯科健診受診票及び母子健康手帳を医療機関に提出して妊婦歯周疾患検診を受診するものとしております。（５）として、妊婦歯周疾患検診の費用の請求第１８条関係では、妊婦歯周疾患検診請求書に妊婦歯科健診受診票を添付し、毎月分をとりまとめて、翌月の１０日までに町長に提出するものとしております。（６）第１９条関係では、妊婦歯周疾患検診の事後指導について規定しております。

この要綱は、平成２５年４月１日から施行しますが、新年度で実施する費用負担につきましては、県と町の歯科医師会のご協力により、町の負担はなく、次年度から、検診費用が必要となることから、第１８条の検診費用の請求につきましては、平成２６年４月１日から施行することとしております。

以上で、斑鳩町妊婦一般健康診査等実施要綱の一部を改正する要綱についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 それでは次に、(4) 斑鳩町国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施要綱の一部を改正する要綱について、理事者の報告を求めます。
寺田国保医療課長。

国保医療課長 それでは、各課報告事項の4番目の、斑鳩町国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施要綱の一部を改正する要綱につきまして、ご説明申しあげます。資料7をご覧くださいませでしょうか。

最後に添付しております要旨をもって説明に代えさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

この要綱の改正は、特定健康診査の検査項目について、従来の追加項目を基本項目に加えることから、本要綱において所要の改正を行うものでございます。その主な改正内容は、医師の判断による追加項目であった貧血検査及び心電図検査を基本項目に加えるものでございます。

施行期日は平成25年4月1日から施行します。

以上で、斑鳩町国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施要綱の一部を改正する要綱についてのご説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員 これ、前から私心配してますようにね、特定健診って、計画があつて

何年まで斑鳩町で何パーセントの受診率を確定せんと、またペナルティ的なものが加えられますよというような、この法律が決まった時に、そういう条件が重なってて、せつしょうやなということで、そんな話をしていた経緯があるんですけどもね。受診状況はどんなものでしょうかね、今のところ。町としては努力されているのかなと思うんですけども、受診率どんなふうな動きでしょうか。

国保医療課長 平成23年度の受診率におきましては、28.7%となっております。そして奈良県の受診率が25.1%、ちなみに全国の受診率が32.7%、奈良県よりは上回っておるものの、全国よりは下回っている状況でございます。そして24年度からは、個別健診の実施に加えまして集団健診も加えましたので、若干この23年度の受診率よりは増える見込みとなっております。

里川委員 そうやって数値見ながら努力をしていただいているということですけども、ペナルティのかかるパーセンテージ、なんぼやったかな、そこにはなんとか届くのかどうかという、その辺がね、ちょっと気になっているところなんですけど、どうですか。

国保医療課長 特定健診、特定保健指導の実施率に応じまして、各保険者が支払う、後期高齢者支援金に加算・減算のペナルティということで言われておりましたけども、この制度につきましては、昨年、保険者による検診、または保健指導の検討会で加算額は支援金の0.23%にするということが示されておりました、加算するのが、特定保健の実施率と、それと保健健診の実施率の積ですね、それが0.0015未満の保険者ということになっておりますので、実際のところ、ほとんどそうした保険者はないものと見られておりました、当然うちの町も該当しないということになっております。

里川委員 はい、わかりました。

委員長 次に、（５）家庭生ごみ減量化の促進に関する奨励金交付要綱の一部を改正する要綱について、理事者の報告を求めます。

栗本環境対策課長。

環境対策課長 それでは、各課報告事項の５番目、家庭生ごみ減量化の促進に関する奨励金交付要綱の一部を改正する要綱につきまして、ご報告させていただきます。

資料８で家庭生ごみ減量化の促進に関する奨励金交付要綱の一部を改正する要綱をお示ししておりますが、その最後のページの要旨をもちまして、ご説明させていただきます。

当町では、家庭における生ごみの減量化を図るため、平成３年度から生ごみ処理容器、平成８年度からはEMボカシ処理容器、そして、平成１１年度からは生ごみ処理機につきまして、購入者に対しまして、その費用の一部を補助する奨励事業を実施しているところであります。

現在、生ごみの分別収集モデル事業につきまして、その拡充に努めているところではあります。家庭におきます自家処理は、環境面、また、ごみ処理費用の面から見まして、有効な手段であります。

また、今後、脱焼却・脱埋立を目指すゼロ・ウェイストを推進するにあたりまして、住民の方々に処理方法の選択肢を拡げるというのも不可欠であります。

そのようななか、最近では、より手軽に生ごみの減量が図れるダンボール型コンポストも普及しはじめ、そのキットも市販されるようになってまいりました。

このようなことから、家庭生ごみ減量化のための奨励金制度の充実を図るため、所要の改正を行うものであります。

主な改正点は２点でございます。

まず、ダンボール型コンポストなど、新たな処理容器に対応するため、対象となります処理機等の内容を改めます。生ごみ処理容器につきまして、改正前は、底部がなく、水分が地中に浸透し、というコンポストを

対象とした文言になっておりましたが、それ以外の容器でも対応できるように、電気などを使用せず、生ごみを発酵や分解などの方法により堆肥化し、といった表現に改正するものであります。

2点目の改正は、奨励金の補助率、補助限度額の拡充であります。補助率につきましては、これまで購入金額の2分の1としておりましたが、今回3分の2に引き上げをさせていただきます。また、補助限度額につきましても、生ごみ処理機につきましては、これまでの2万円から4万円に。生ごみ処理容器につきましては、3千円から6千円に。EMボカシ処理容器につきましては、2千円から4千円に、それぞれ補助限度額を増額するものであります。

施行期日につきましては、平成25年4月1日からとし、同日以後に購入されました処理機等に適用するものであります。

また、今回、要領で定めております交付の期限につきましても見直しをしております。これまで電気式の生ごみ処理機につきましては、奨励金交付後、再度、奨励金の交付が受けられるのが、10年後としておりましたが、商品の部品保管期間が6年ということもございまして、今後、さらに生ごみの自家処理を進めていくため、再交付につきましては、5年を経過すれば再交付できるように、交付の制限を緩和したところでございます。

なお、住民の方々につきましては、4月号町広報紙でのお知らせのほか、ホームページへの掲載、役場や公共施設へのポスターの掲出、あるいは啓発チラシの備え付け、また、現在各地で開催しております環境井戸端会議などでもお知らせをし、周知の徹底を図ることとしております。

以上で、家庭生ごみ減量化の促進に關します奨励金交付要綱の一部を改正する要綱の説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 それでは次に、（６）平成２４年度斑鳩町一般会計補正予算（第６号）について、理事者の報告を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長 ３月の定例会に提出予定の平成２４年度斑鳩町一般会計補正予算（第６号）について、住民生活部所管に関するものにつきまして、私から一括でご説明いたしたいと思えます。

 資料９の平成２４年度一般会計補正予算（第６号）歳入歳出総括表をご用意いただきたいと思います。

 まず、裏面の歳出からご説明をさせていただきたいと思えます。

 まず、第３款民生費でございます。

 まず、社会福祉総務費では、国民健康保険事業への支援として、国民健康保険事業特別会計におきまして、財政安定化支援事業繰入金が増額と保険基盤安定繰入金の減額がございまして、その差額を増額補正することに伴うものでありまして、同特別会計への繰出金として、３７万５千円の増額補正をお願いするものでございます。

 また、福祉基金への積立では、当初予算に比べまして、実際に受け入れて基金に積み立てる寄附金の額が少なくなる見込みであることから、９万７千円の減額補正をお願いするものでございます。

 次に、老人憩の家運営費では、西老人憩の家の耐震診断として、これに係る経費を計上したものでございます。この施設は、昭和５７年以前に建築したものでありまして、一部国庫補助金を活用して耐震診断を行うものであり、その業務委託料１７０万円の増額補正をお願いするものです。

 次に、あゆみの家管理運営費では、あゆみの家の耐震診断として、これに係る経費を計上したものでございます。この施設も、西老人憩の家の場合と同様に、一部国庫補助金を活用いたしまして耐震診断を行うものであり、その業務委託料２３０万円の増額補正をお願いするものです。

 次に、障害福祉費です。障害福祉内部事務ということなのですが、障害者自立支援法の改正に伴いますシステムを改修を行うこと、及び障が

い者福祉で使用するパソコンを買い替えることなどから、141万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、介護保険事業繰出費でございます。介護保険事業への支援といたしまして、介護保険事業特別会計において、介護認定ソフトに係るシステム改修の事務経費を増額することから、同特別会計への繰出金として、96万6千円の増額補正をお願いするものです。

次に、後期高齢者医療費では、後期高齢者医療療養給付費負担金といたしまして、後期高齢者医療広域連合が支払う医療給付の増加に伴います本町の負担といたしまして、46万6千円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、第4款衛生費でございます。

まず、塵芥処理費では、可燃ごみ積み替え施設の整備として、平成24年度からの2か年事業としております、ごみ積み替え施設整備工事及び工事管理業務につきまして、契約額の確定に伴い、測量設計業務の委託料で24万円、工事請負費で334万3千円、合わせて358万3千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、し尿処理費では、鳩水園の耐震診断といたしまして、これに係る経費を計上したものでございます。この施設も、先ほど説明いたしました西老人憩の家などの場合と同様、一部、国庫補助金を活用いたしまして耐震診断を行うものであり、その業務委託料530万円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、中段でございますけれども、継続費補正でございます。

第4款衛生費、第2項清掃費の可燃ごみ積み替え施設の整備事業にかかります継続費につきまして、契約額の確定に伴い、事業費の総額を、3億1,600万円から3億161万4千円に、平成24年度の年割額を7,900万円から7,541万7千円に、平成25年度の年割額を2億3,700万円から2億2,619万7千円に変更をお願いするものでございます。

続いて、繰越明許費補正でございます。このうち、まず第3款民生費、第1項 社会福祉費では、先ほど説明しました西老人憩の家と、あゆみの

家の耐震診断につきまして、平成24年度での事業実施が難しいことから、老人憩の家耐震診断事業、あゆみの家耐震診断事業といたしまして、それぞれ170万円と230万円の繰越明許費補正をお願いするものでございます。また、第4款衛生費、第2項清掃費につきましても、鳩水園の耐震診断について、平成24年度での事業実施が難しいことから、鳩水園耐震診断事業としまして、それぞれ530万円の繰越明許費補正をお願いするものでございます。

それでは恐れ入りますけれども、表面の歳入を説明いたしたいと思えます。まず、第14款国庫支出金であります。まず、民生費国庫負担金であります。国民健康保険事業特別会計への国民健康保険基盤安定繰出金の減額に伴うものでありまして、その国庫負担金17万7千円を減額補正をお願いするものであります。次に、民生費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金でございまして、西老人憩の家とあゆみの家の耐震診断にかかる補助金でございまして、合わせて44万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、衛生費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金といたしまして、鳩水園の耐震診断にかかる補助金でありまして、103万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第15款県支出金であります。民生費県負担金であります。民生費国庫負担金と同様の理由で、国民健康保険基盤安定負担金といたしまして、県負担金139万2千円の減額補正をお願いするものでございます。次に、民生費県補助金では、障害者自立支援特別対策事業費補助金といたしまして、障害者自立支援法改正に係りますシステム改修に対する補助金といたしまして、94万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、第17款寄附金でございます。このうち、福祉費寄附金につきましては、歳出でご説明いたしましたように、基金に積み立てることとしている高齢者・障害者福祉充実に関する寄附金の9万7千円の減額のほか、別に次世代育成の充実に関する寄附金15万円の増額が見込まれることから、差し引きで5万3千円の増額補正をお願いするものであ

ります。

以上で、平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）の案のうち、住民生活部所管に関するものについての説明といたします。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。里川委員。

里川委員 今、説明聞いてて、耐震診断ほんまに一部しか補助金もらわれへんの、でもやっていただかんとあかんのでね。で、今後それ、耐震診断したあと、診断しっぱなしっていうこともないやろと思うんですが、診断した後、必要に応じて、またその必要な工事をやっていかれるのかどうかということを探ねておきたいのと、それとですね、障害者自立支援法の関係で今説明聞いてましたら、システム改修が、今、141万4千円いると、県の支出金のほうで、システム改修に対して94万5千円ということになってますけれども、そしたら後の金額というのは、まるまるもう町の持ち出しになるのか、いつも思うんですけど、こういうのを町が持ち出しを負担せなあかんかったら、小さい町ほとしんどいなというのが、今まで私いつも思っているところなんですけども、これについてはどうなんですかね。

委員長 池田副町長。

副町長 まず、耐震診断のほうですけども、今回57年以前に建った建物をすべて、国の、今回、経済対策で補正がございました。これを活用して診断を行っていくと、診断を行った後、その結果にもとづきまして、また年次計画を立てまして、恐らく今回、国の補正を活用した分については、またなんらかの有利な方策も、国の補助金とか、有利な起債もありますんで、それを活用しながら、整備に努めていきたいと考えております。

で、もう1点のほうは担当から。

委員長

植村福祉課長。

福祉課長

障害福祉費の歳出の141万4千円ですが、少し説明でも触れましたが、自立支援法の改正に伴います費用といたしましては、141万4千円のうちですね、94万5千円でございます。残りにつきましては、現在、障害者福祉で使っておりますパソコンが、平成18年に購入したもので、かなり経年劣化が著しく、データの損失の可能性がありますので、今回、パソコン購入と現在のシステムのデータをそれに移行するという作業の経費を加えたものであります。

従いまして、現在この自立支援法に関するシステム改修につきましては、何回かあったんですけども、これまで県の補助金として100%交付を受けておりますので、今回も、まだ内定とかはないんですけども、県の担当等と確認する中では、100%の見込みがあるということで、歳入は94万5千円計上させていただいたということでございます。

里川委員

分かりました。県や国の動向の中で、改修する場合、常々申しあげておりますが、そういう意識を、町の職員皆さんももっていただいてね、システム改修で町の持ち出しが大きくなるというのはほとんどないことです。町が変える場合は仕方ないにしてもね。

それと、今ちょっと気になったんですが、パソコンが古くなっているということで、パソコンの買い替えということもあるんですが、今、そのことも同じなんですけれども、全部のパソコンでのデータ処理とか、そういうの、どこの市町村でも取り入れてやるようになっていきます。そんな中で、そりゃ人口が多ければ多いほどパソコンの台数も多いかもわかりませんが、でも一定数は確保していかんとあかん、パソコンの台数ということについてね。これは担当にはわかりにくい、担当ではレベルを超えているかもわかりませんが、町がパソコンをそういうふうを買うとか、古くなって買い換えるっていう時に、いわゆる事務費としては、一定の交付税なんかの見込みとかね、そういうのがあんのかなっていうふうなことを感じたりするんですけども、それは担当のほう

でわからなかったら、また財政のほう行って、私聞きますけども、どんなものかなと思います。

委員長 池田副町長。

副町長 今、お尋ねの機器、当初入れてその後の機器、各課にいっぱいパソコンありますよね、それについてはもう一般経費として地方交付税算入されておりますんで、この中でどんぶり勘定でやりなさい、一般経費で入っております。付け加えて、この一般経費というのは、例えば、各市町村である事業をします、交付税算入しますよと、新たに交付税算入に入りますよね、そやけども国全体の交付税は変わってきませんよね、その時にこの一般経費で調整しておられますんで、その中で入っておると、ご理解いただきたいと思います。

委員長 他に、何かご意見ございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(7)平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、理事者の報告を求めます。

寺田国保医療課長。

国保医療課長 それでは、各課報告事項の7番目の平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)につきましてご説明申しあげます。

恐れいりますが、資料10をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算につきましては、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定と、この確定に伴います国庫、県支出金の補正、そして今回の予算補正において生じた財源を、歳入欠かん補てん収入に充当する補正となっております、今回の補正は歳入のみの補正となっております、歳入歳出予算の総額は補正前と同額の36億3,706万4

千円となっております。

それでは、歳入予算の補正についてご説明申し上げます。

上段の歳入総括表（案）をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、第2款国庫支出金では、29万7千円の増額補正をお願いするものでございます。療養給付費等負担金、財政調整交付金とも、これらの算定に用いられます医療給付費にかかる保険基盤安定繰入金の確定によりまして、医療給付費分現年分で23万2千円の増額、医療給付費分普通財政調整交付金で6万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第5款県支出金では、国庫支出金と同様の理由によりまして、医療給付費分普通財政調整交付金6万5千円を増額補正するものでございます。

次に、第8款繰入金では、一般会計繰入金で、繰入の基準となる県支出金等の交付決定によりまして、37万5千円の増額補正をお願いするものでございます。その内訳は、保険基盤安定繰入金で209万2千円の減額、財政安定化支援事業繰入金では246万7千円の増額補正をお願いするものでございます。

最後に、第10款の諸収入についてでございます。歳入欠かん補填収入で、本予算補正から生じた財源を、歳入欠かん補填収入で調整することとしたことから73万7千円を減額補正させていただくものでございます。

以上で、平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましてのご説明とさせていただきます。

なお、国民健康保険の広域化の取組みにつきましては、次回の3月の委員会でご報告をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

委員長

報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長 それでは次に、（８）平成２４年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について、理事者の報告を求めます。

植村福祉課長。

福祉課長 それでは、３月定例会に提出予定の平成２４年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について説明をいたしたいと思えます。

今回の補正の内容は、県の財政安定化基金交付金の受け入れに関する増額と、介護認定ソフト更新に係ります事務経費に関する増額についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，６８０万６千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ１９億２１５万９千円とするものでございます。

それでは、資料の１１の歳入歳出総括表(案)をもってご説明させていただきます。

まず上段からの歳入からでございますが、第６款財政安定化基金事業交付金でございます。これは、介護保険料額の増加を抑制するため、奈良県から同交付金を受け入れるものでありまして、１，５８４万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第９款繰入金でございますが、介護保険認定ソフト更新に係るシステム改修の経費の財源といたしまして一般会計から繰り入れるものでありまして、９６万６千円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて下段の、歳出についてでございます。

第１款総務費では、介護保険認定ソフト更新に係りますシステム改修の経費として９６万６千円の増額補正をお願いするものでございます。この改修は、休日応急診療施設組合に設置してあります介護認定審査会におきまして、厚生労働省とのデータの送受信等に係ります認定ソフトが改定されることに伴い、組合と各町との間の認定に関するデータの送受信に係るシステムも変更しなければならなくなったものに伴うものでございます。

最後に、第3款基金積立金では、県から受け入れます財政安定化基金事業交付金を一旦介護保険給付費準備基金に積み立てるものでありまして、1,584万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で、平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についての説明といたします。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、ここで暫時休憩を15分取らせていただきますので、よろしく願いいたします。10時35分より始めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(午前10時19分 休憩)

(午前10時35分 再開)

委員長 次に、(9)斑鳩町社会福祉協議会の高齢者等外出支援事業について、理事者の報告を求めます。 乾住民生活部長。

住民生活部長 斑鳩町社会福祉協議会の高齢者等外出支援事業についてでございますが、前回の委員会で事業の概要につきましてご説明をさせていただきましたが、4月から実施をいたします、この事業の運行のコース、それから運行時刻、各地区の停留所につきまして、ご報告させていただきたいと思っております。

まず運行のコースでございますが、丘陵地を中心といたしまして3コースを設定しております。お手元の資料12でございます、の別紙1でございますが、まず1つ目のコースにつきましては、錦ヶ丘と緑ヶ丘地区を回るコースを設定をしております。それから別紙2では、2つ目の

コースとして神南、笠町、紅葉ヶ丘、北庄、高塚町、西の山住宅地区を回るコースを設定しております。それから別紙3でございますが、3つ目のコースといたしまして、白石畑、三井、岡本、東里地区を回るコースということで、この地区につきましては、現在、社会福祉協議会におきまして、白石畑地区におけます外出支援事業を実施をしておりますが、この事業を取り込む形でコース設定をさせていただいております。

この、それぞれのこの3コースの地区と、それから町内のスーパーマーケットであります、イオンのいかるが店、それから業務スーパー斑鳩店、それから万代法隆寺店とそれから役場、あるいはJR法隆寺駅北口、これ北口にはまねき屋の法隆寺店がございます。そして生き生きプラザを結ぶコースを設定をいたしております。

各地区内での停留所の位置につきましては、各コース図の赤丸で示しておりますが、各コース上で安全に乗降できる、ある程度のスペースがある場所ということで、地元の自治会長様と協議をさせていただいております。現在、調整中のところもございまして、確定していない地区もございまして、最終、若干位置が変わるといこともございます。

なお、各停留所には、コミュニティバスのバス停に設置してあるような表示板を設置する予定をしております。

次に、運行の時刻でございますが、資料の5枚目、6枚目の別紙4と別紙5に示しております。

別紙4の、①錦ヶ丘・紅葉ヶ丘コースと、②のコースの神南・北庄・西の山コースにつきましては、午前1往復、午後1往復の2往復といたしております。次のページの別紙5の③のコース、白石畑・東里コースにつきましては、白石畑の移動時間の関係もございまして、また、ワゴン車の8人乗りという乗車定員の関係もございまして、1日3往復という設定をいたしております。

運行の時刻設定の考え方につきましては、午前の便につきましては、9時前後に各地区の停留所から乗車をしていただきまして、各スーパーでの約1時間から1時間半ぐらいの買い物の時間を確保いたしまして、11時過ぎか11時30分ごろまでには、また各地区に戻っていただく

という時間設定をしております。また、午後の便につきましても、午後1時過ぎに各地区を乗車していただきまして、買い物の時間を確保して、午後3時過ぎから午後4時前後までには各地区に戻っていただくという時間設定をいたしております。③のコースの白石畑・東里コースにつきましても、先ほど申しあげましたように、白石畑への移動時間がかかりますので、その時間をなくすということで、午前に1往復半、午後に1往復半、3往復という時刻の設定をいたしております。

なお、先ほども申しあげましたけれども、各地区の停留所につきましては、今現在、地元自治会さんと調整中のところもございますが、最終決まり次第、該当地区の住民の方々は、運行のコース図、運行時刻につきましても、周知用の冊子等を配布させていただく予定をいたしております。

この4月からこの形での運行をスタートさせていただきたいと、このように考えております。その中で、利用状況等を見る中で、ご利用されている方々、あるいは住民の方々からご意見をいただくなかで、また今後検討を加えてまいりたいと、このように考えております。

以上で、社会福祉協議会の高齢者等外出支援事業についてのご報告とさせていただきます。

委員長

小城町長。

町長

実は2月5日に、この公用車、車を10人乗りの入札をいたしまして、落札した業者がございますけれども、4月に納車が間に合わないということで、4月の間は1月間リースをするということで、5月ぐらい、現状は入札する時には4月に間に合うという話でしたけど、今の状況からいったら、ちょっといろんな関係でですね、車の関係がとても無理だということで、4月中はリースでいくということで、ご了解を、10人乗りはトヨタしかございませんから、2台は竜田自動車が落札したんですけども、事情を聞きますと、4月いっぱいには納車できるだろうということでおっしゃってますので、そういうことだけご理解いただきたいと思い

ます。

委員長 報告が終了しましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 里川委員。

里川委員 あのね、ちょっと1点だけ気になる、今の部長の説明でも、今後、住民の声を聞きながらということで、言っていたいただきましたんですが、山間などに比べましたら、まだ斑鳩町は高齢化率もさほど高くなってないけれども、それでももう1月末現在でも25.9%という高齢化率になってきてます。そんな中でね、ふとしたことから、急にね、こけたり、今まで元気やってんけど、骨折したりとかで体が悪くなった。で、お年寄りだけでお住まいの方がたちまちちょっと困られたり、病院入っている間はいいんですけども、出てきはったらね。そんな時にね、ルートを変えてまでとは言わないんですけども、このルート上であればね、一定そういう方の中で希望があった場合ね、融通をきかせて、わざわざ上まで上がってきてくれて、停留所ここやから上がってきてくれていうよりは、降りていくついでで、広い場所があるんだったらね、拾うことができるんだらうか、できたらそういうことは10人乗りのワゴン車やったら、なんとか頑張ってやってもらえへんのかなっていう、それは高齢者の方の状況を見る中で、その辺ちょっと柔軟性を持ってできないものかなということも思ったりしているんですけどもね。その辺についてはいきなりやると混乱が生じるから、当初はね、やっぱりそういう運行して状況を見ながら。だけど本当に今言ったようなことが今後いろいろなところで起こってくるということも、想定はしていただいて、そんな人が無理やりね、車乗ったらどうなるか。で、ある人に聞きましたら、法隆寺駅の近くの人でもね、自分で車運転できなくなったと。そしたら三室病院行こうと思ったら、タクシー代が1,300円かかるねんと、こんなきついですわって、生活していくの大変やのについて言う話とか、高齢者の方からいろんな話、私も聞いております。そんな中であってね、ルート上であればね、なんか便宜を図れるようなことも、そういう希望

が出てきたときにはね、今後ですけれども、そういう条件にかなった場合ですね、骨折してリハビリをやってはるとかね、そんな条件に合った場合、ちょっと相談にできるだけのってあげてほしいなって。そんな首振らんと。ほんま、いろんなケースありますねんって、相談のってたら。

町長 おっしゃるご意見はいろいろとありますけど、一番問題はやっぱり安全ですけども、この関係等については、停留所を、ある程度そういうところを物色してですね、やっていくと。まあそういう方がおられる中でどうしていくかっていったら、私は将来的にはボランティアというか、誰かひとりでも介添え役の人を乗せていかなかったら、やっぱりまたこれ運転手だけやったら、ただもう乗りなはれということになってきたら、介護もできませんから。やっぱりできるだけ、そういうボランティアさんにも募集をかけて、できればそういうボランティアさんの方ちょっと乗っていただいて、意見を、お話をしていただける機会を持ってですね、やっていかなかったら。ただ、走ってますねん、乗ってくださいということには、なかなかないと思いますし、現状はやっぱり4月からスタートする中で、これからいろんな、乾部長申したように、ご意見を聞いて、そらやっぱり里川委員がおっしゃるように、ちょっと足悪いからここで頼んませと言わはって、それが可能であるのかないのか。やっぱりその場所が、そこに車止められるのかということもございますから。それはやっぱり会話をしながら、やっぱりそういうこともしていくということが、社会福祉協議会の任務であろうと思っておりますから。これからやっぱりスタートする中で、これからいろんなご意見出てくると思います。皆さん方のご意見を聞きながら、第1回目やって、どういう形になるのか、そういうこともやっぱり、まずこれ模索みたいな状態でスタートするわけですから、その辺、十分に考えてやっていきたいと思っております。

里川委員 町長におかれましてはね、福祉については非常に力もこれまで発揮もしていただいていますし、本当に理解していただいているというふうに

は思ってますが、私が言いたいのはね、例えばですよ、例えば、錦ヶ丘通りますよと、そこから降りてきました、町営住宅でそういう方が、そういうちょうどね、具合悪くなった方がおつたと、今まで自分で車運転しててんけども、もう車運転して出ていかれへんねん、ってなったら、町営住宅の側あたりやったら道広いしね、降りてきてからでもね、拾たることができるのちがうかなとか、そんな感覚を私は持ってたんで、ですから今後、停留所を作っていく中で、丘陵地から降りてきたところでもね、やっぱり広さがあるのであれば、停留所の数っていうのもね、今後考えていっていただけたら、わざわざしんどいのに、停留所が上にしかないから、上まで上がるというよりは、いいんじゃないかと、そういう路線の中でね、そういうコースの中で、私はそういうふう感じてましたので、また今後の、事業は今からスタートしますが、今後の課題としてはね、そういう高齢化社会に向けての、そういうことも頭には入れておいていただけたらなということで、意見だけ申しあげておきたいと思います。

委員長 他に何かございませんか。 中西委員。

中西委員 3番のコースですねんけどね、役場入ってないのは、何か意味あるんですか。

住民生活部長 先ほども申しあげましたが、3往復という関係もございまして、ちょっと役場まで回らせていただくとなったら、時間の関係もございまして、ちょっと今回は役場のほうは外させていただいておりますが、コミュニティバスの関係もございまして、役場ご利用の場合はコミュニティバスをご利用いただきたいと思います、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 他に、何かございませんか。 辻委員。

辻委員 今、コミュニティバス出てきたけど、これ白石畑たぶんコミュニティバスも上がってますし、重複するところかなり出てきているのかなと、その辺の時間の調整もあるさかいに、その辺も、資料を見ながらまた今後検討してほしいということで、要望だけさしてもろときます。

委員長 他に、何かございませんか。

(な し)

委員長 すいません。私のほうから1点だけお願いがあるんですけども。今回このように試行されるということで、結構なことなんですけれども、地図を見せていただきますと、業務スーパー、万代とか、イオンとか書かれておられますけども、駅のほうにも停まるということですし、駅前、またはイオン、その前にも斑鳩町の個人商店さんもありますのでね。これをいい機会と捉えて、少し、またもう1度頑張ってみようかな思われる方もおられるかもしれませんので、もしそういう商店とか、イオン前の個人商店、そのあたりが一丸となって、ちゃんとその地域で話をまとめていただいて、少し1枚とかの広報紙、広報紙というか紹介のチラシ書いて、ちょっと、この車の中に載せていただきたいなというケースがもし出てきていただいたら、ある程度の協議はしていただけるのか、それをちょっと今の現段階でのお答えをいただきたいというふうに思います。

住民生活部長 今、現在もリフト付きのバスでありますとか、広告ですね、広告の関係は一応掲載をさせていただいておりますので、そういった形で車内に広告、あるいは車外に貼り付けの広告をつけていただくということは可能だと思いますので。そういった方法でやっていただくということも、ひとつあると思いますので。

委員長 よろしく願いいたします。 里川委員。

里川委員 4月納車は無理やからリースになるので、あれなんですけど、5月になると納車していただいて、斑鳩町の町内を走るその専門の車ということでね、その車にどういう、私わかりやすい、その事業がわかりやすい、なんかこう車に書くとか、そういう表示の仕方というのがあると思うんですけど、今はどんなふうにしようというふうに考えておられるのか、ちょっと尋ねておきたいなと思います。

住民生活 当然、これ3コースございますので、10人乗りのワゴン車が2台と、部長 それから8人乗りが1台、同じような時刻に各スーパーさんに回りますので、乗り違いをされるということもでてくるかもわかりませんので、この辺はわかりやすいような表示、愛称をつけるとかですね、事業の略称といいますか、そういうのを考えて、それに、車に表示をするという方法ですね、車の色も若干変えておりますけれども、大きさ、形が同じですので、やはり乗り違いということもございますから、やはりわかりやすいような表示をさせていただきたいというふうに考えております。

里川委員 広報などにも掲載したりして、いろいろお知らせもしていただければと思いますが、もう目に見えるというのが一番大きな宣伝になりますので、住民さんたちに、こういうことやってますよということがよくわかるように、町の中をその車が走ってくれはるとというのが、私は一番の、その事業をやっている宣伝効果になると思いますので、十分工夫していただきましてね、車によくわかるように表示をしていただきたいということをお願いしておきたいなと思います。

委員長 他に、何かご意見ございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 さっき町長、ご説明いただいたんですけども、リース代ってというのはどっちが払うんですか。

住民生活 当然これは、社会福祉協議会のほうで、車のほうは、ボランティア基
部長 金であります。善意銀行の基金を活用して購入しておりますので、当
然事業としては社会福祉協議会で事業をいたしますので、社会福祉協議
会が負担をすると、支払うという形でございます。

宮崎委員 入札の時に、4月に間に合うとか間に合わんとかいうやつの、その入
札要項とかそんなのは、それでオッケーなんですかね。

住民生活 当然、入札の段階では業者等にも確認をして、その時期で3月末まで
部長 間に合うという当初の入札の前の段階ではそういうことだったんです
が、実際に入札の閲覧をした中で、間に合わないと、すべての業者が間
に合わないということでもございましたので、その時期をずらしたとい
うことで、納車が4月には間に合わなかったということでもございます。

委員長 中西委員。

中西委員 閲覧の段階ですか。閲覧の段階やね。契約してからと違いますね。

(「はい。」と呼ぶ者あり)

委員長 それでは次に、(10)平成25年度新規事業等について、理事者の
報告を求めます。 乾住民生活部長。

住民生活 それでは、平成25年度の新規事業等につきまして、本日お持ちいた
部長 だいております平成25年度当初予算の概要に基づきまして、住民生活
部の所管にかかります内容につきまして、主な施策の概要を新規事業あ
るいは増減の大きな事業を中心に説明をさせていただきたいと思いま
す。まず、24ページをお開きいただきたいと思えます。

一番下の、高齢者インフルエンザ予防接種の実施でございます。高齢
者のインフルエンザの重症化や蔓延予防を図るため、高齢者インフルエ

ンザ予防接種を実施しておりますが、王寺周辺広域医師会との協議をするなか、接種費用の委託料が4,000円から4,500円となったことなどから、今年度より121万円増の225万円を計上いたしております。

次に、25ページでございます。上から3番目の三種混合予防接種の実施でございます。生後3か月から90か月未満の乳幼児を対象に三種混合予防接種を実施しておりますが、今後、平成24年11月から開始された三種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンを加えた四種混合ワクチンに移行し、三種混合予防接種の対象者が減っていくことから、今年度より439万円減の221万7千円を計上いたしております。

次に、その1つ下のポリオ予防接種の実施であります。小児麻痺の発病を予防するため、生後3か月から90か月未満の乳幼児を対象にポリオ予防接種を実施しておりますが、平成24年9月より生ワクチンから不活化ワクチンに変更となり、保健センターでの集団接種から医療機関での個別接種となったことから、今年度より327万7千円増の387万円を計上いたしております。

次に、26ページでございます。上から2番目の細菌性髄膜炎予防接種（ヒブワクチン）の実施と、同じページの2つ下、上から4番目の小児用肺炎球菌ワクチン予防接種の実施、それからその下、一番下の子宮頸がんワクチン予防接種の実施、この3つの事業でございますが、新年度も引き続き実施をしておりますが、これらの事業にかかります補助金につきましては、平成24年度までは県補助金として受け入れをしておりましたが、新年度からは普通交付税措置を講じることとされたところでございます。

同じページの上から3番目の高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の助成であります。肺炎球菌による感染症の発症を予防するため、対象者を70歳から65歳に引き下げ、再接種も助成対象といたしまして、さらに、助成額を3千円から接種費用の2分の1で上限4千円に引き上げを実施しております。予算は、200万円を計上いたしております。

次に、27ページでございます。上から2番目の四種混合予防接種の

実施であります。ジフテリア・百日咳・破傷風・小児麻痺に対し免疫をつけるため、生後3か月から90か月未満の乳幼児を対象に、平成24年11月から新たに実施された四種混合予防接種を実施いたします。予算は761万7千円を計上いたしております。

次に、29ページでございます。1番上の妊婦一般健康診査の実施であります。妊婦一般健康診査の15回の助成につきましては引き続き実施をいたしますけれども、妊婦の歯周病につきましては、早産や低出生体重児の危険性が高まることから、これらを予防するため、新年度から新たに妊婦の歯周疾患検診を町単独事業として実施いたします。この歯周疾患検診に要する費用につきましては、県と町歯科医師会とのご協力によりまして、町の負担はございません。予算は妊婦一般健康診査費用として、2,206万5千円を計上いたしております。

なお、健診費用に対する補助金につきましては、平成24年度までは県補助金として受け入れをしておりましたが、新年度からは普通交付税措置を講じることとされたところでございます。

次に、30ページでございます。1番上の未熟児訪問の実施であります。平成24年度まで奈良県が実施主体として未熟児訪問をしておりましたが、権限移譲によりまして、新年度より未熟児訪問指導を町で行います。予算は、訪問車のガソリン代として2万9千円を計上いたしております。

次に、34ページでございます。一番下の、子ども・子育て支援事業計画の策定であります。昨年8月に子ども・子育て支援法など、子育て関連3法が成立し、全ての市町村に子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。この計画には、新しい制度における事業等の需要見込量や提供体制等を盛り込むこととなっておりますが、本格的な策定作業の前に、これらのニーズ等を調査する経費として、国の緊急雇用創出事業交付金を活用して、272万円を予算計上いたしております。

次に、35ページでございます。一番下の学童保育室の充実でございます。西学童保育室のトイレ及び倉庫について、老朽化が著しくなってきたため、これを建て替えるための工事請負費等の予算547万1千

円を計上いたしています。

次に、36ページでございますが、上から2番目の児童虐待対策の充実であります。児童虐待の疑いの通報が増加傾向にあるなか、これに係る児童の安否を確認するほか、支援が必要と思われる児童及び保護者に対する訪問や相談が重要となってきましたことから、行政担当者とは別に補助員を設置し、その体制を強化するもので、その予算として14万2千円を計上いたしています。

次に、41ページでございます。上から3番目の社会福祉協議会との連携でございますが、社会福祉協議会が運営を行います経費のほか、平成25年度から社会福祉協議会が、高齢者や障がい者の外出を支援するためのワゴン車を運行する高齢者等の外出支援事業を実施するため、その経費相当額を補助金に計上しており、前年度より969万2千円増の4,674万9千円を計上いたしております。

次に、44ページでございます。上から3番目の身体障害者（児）補装具の交付及び修理でございますが、新年度から、中軽度の難聴児に対する補聴器の交付を実施することから、その経費を含みまして600万円を計上いたしております。

次に、46ページでございます。一番下でございますが、育成医療費の給付であります。奈良県からの権限移譲によりまして、自立支援医療のひとつであります障がい児に対する医療費の助成を平成25年度から町が行うこととなったものでございまして、168万8千円を計上いたしております。

次に、47ページでございます。一番上の成年後見人制度利用支援事業の実施でございます。重度の知的障がい、精神障がいを持っておられる方で、支援する親族がないなどの場合、当該障がい者の権利を守る観点から、町長が成年後見人を申立てる費用を負担するというものでございまして、9万5千円を計上いたしております。

次に、50ページでございます。1番下の未熟児養育医療費の給付でございますが、奈良県からの権限移譲によりまして、身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対し、その医療費を助成し、

乳児の健康保持及び増進を図ってまいります。扶助費等で170万3千円を計上いたしております。

次に、52ページでございます。1番上の、地球温暖化の防止であります。日常生活から事業活動に至るまで、あらゆる活動における温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを進めていくために、昨年10月に奈良県の町村で初めて設立されました斑鳩町地球温暖化対策地域協議会に対しまして、その活動を支援していくこととしており、50万円を計上いたしております。

次に、その下の2番目でございますが、住宅用太陽光発電システム設置への助成でございますが、住宅用太陽光発電システムを設置される世帯に対しまして、設置費用の一部を助成する制度を創設し、再生可能エネルギーの普及を促進し、温室効果ガスの削減を図り、地球温暖化対策の推進を図ってまいることとしており、補助金等で503万7千円を計上しているところでございます。

次に、53ページでございます。上から4番目の家庭生ごみ減量化の促進であります。現在、生ごみの分別収集モデル事業の充実に努めておりますが、家庭における自家処理は、有効な手段であることから、生ごみ処理機等の購入に対する奨励金制度を見直し、家庭生ごみ減量の更なる推進を図ることとしており、補助金等として191万5千円を計上いたしております。

次にその下の、一番下でございますけれども、ごみ減量・資源化の啓発であります。住民の方々には、日頃からごみ分別にご協力いただいております。資源化される量は年々増加傾向にございますが、今後、ゼロ・ウェイストを目指すにあたりまして、更なる分別の徹底が不可欠になりますことから、平成25年度におきまして、ごみの分け方・出し方の冊子の改訂版を作成し、全戸に配布をいたしまして、啓発をしてまいりたいと考えておりまして、その費用135万円を含む、277万円の予算計上をいたしております。

次に、54ページの上から4つ目からの、ごみ・し尿処理でございます。この予算の概要には、掲載をしておりますけれども、先ほどの継

続審査の案件の中で説明させていただきましたけれども、家庭ごみの収集委託につきまして、平成20年度より、可燃ごみ、ビン類・缶類、ペットボトル、有害危険なごみの一部地域につきましては、業者委託によりまして収集を行ってきたところでございますが、生ごみ分別収集モデル事業の拡充とともに、その他プラスチック類、あるいは木くず・草類の収集量増加に伴います収集体制の充実を図るため、新年度より、可燃ごみにつきまして、町全域の収集を業者委託する計画にいたしております。そのための費用として、1,450万円を計上しているところでございます。また、収集エリア拡大に伴いまして、委託業者に対しまして、収集車両1台の無償譲渡を予定しております。

次に55ページでございます。上から3番目の可燃ごみ積替え施設の整備でございます。平成24年度からの2か年事業として、現在、最終処分場内にごみ積替え施設の整備を進めておりまして、平成26年1月からの積替え施設での作業開始を目指しまして、準備を進めているところでございまして、前年度より1億4,129万2千円多い、2億2,684万7千円を計上いたしております。

次に、その同じページの上から4番目でございます。衛生処理場焼却棟の解体撤去でございます。衛生処理場焼却棟の解体撤去工事につきましては、新年度より3か年の計画で実施することとし、初年度の平成25年度につきましては、工事請負費等で2080万円を計上しているところでございます。

次に58ページでございます。上から2番目の住民基本台帳ネットワークの運用につきましては、新年度におきまして機器の更新を予定しております。現行の機器につきましては、平成25年度中に機器の保守期間が終了いたしますため、その更新に係る経費の委託料といたしまして433万7千円を含む、779万4千円を計上いたしております。

次に、同ページ上から3番目でございますが、戸籍総合システムの運用でございますが、法務省では、大規模な災害に備えて、新年度において、戸籍の副本データ管理システムの構築が行われることとなっております。町におきましても既存の戸籍総合システムから副本データを同

システムに送信するための連携システム構築に係る経費といたしまして152万3千円の委託料を含む、920万2千円を計上いたしております。

最後に、同じページの一番下の住民窓口の充実でございますが、役場庁舎外での住民票の写し・印鑑登録証明書等の発行事務につきましては、現在、西公民館・東公民館・総合保健福祉会館で取り扱っておりますが、老朽化しております専用FAXの更新を図るための経費96万6千円を含みます、118万5千円を予算計上しております。

以上をもちまして、平成25年度の新規事業等の住民生活部所管にかかります説明とさせていただきます。よろしくお願いを申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 里川委員。

里川委員 ちょっといくつかお尋ねをしたいなと思っておるんですが、まずですね、予防接種なんかを、先ほど県の基金から25年度は交付税算入されるということで、交付税の項目の中で、新たにその部分が増えたということなんですが、これまですでに決まっている、義務付けられている、この予防接種は受けてくださいといわれてきた予防接種ワクチンですね、これらは交付税算入が、これまで何割交付税算入があつて、町の負担がどんだけ出さなあかんかったか、今後、このことで、交付税算入になって、私の聞るところによると、交付税で9割見ますよと、9割は交付税で見ますよというふうになっているようなんですけれども、これまでの接種していたワクチンの取り扱いと、それと新たに交付税算入されるものとなつているものと、その辺のところ、何か違いは出てきているんですか。その辺ちょっと、まずひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

委員長 西梶健康対策課長。

健康対策 従来の定期予防接種については、どれぐらいの算入ということではち

課長

よっと把握しておりませんが、今回、この3ワクチンの分につきましては、国のほうから県に通知がきまして、今、委員もおっしゃっているように、公費負担の対象範囲が基金事業と同様9割となるよう地方財源を確保し、交付税措置を講じることとされていると。で、あわせて既存の予防接種法に基づく定期接種、今までしてきた定期接種ですけれども、それについても公費負担の対象範囲が9割となるよう交付税措置を講ずることとされておりますという文書がきています。この公費負担の対象の範囲が9割という意味合いですけれども、これは基準額の計算の9割、その実際に入るのが、今までは基金事業として入っていたのが、そのうちの2分の1だということですので、それ同じ程度を、一応普通交付税措置という考え方で講じるというふうにはきておりますけれども、実際、町全体の交付税の中でどう計算しているとか、細かい面については、まだ把握しておりませんので、そういった概要的なものについては通知があったということをございます。

里川委員

私も、そのニュースを読んだ時に、これまで9割も措置されてなかったのかなと、定期接種なんかね、と思ったら、それはそれでよくなってきたのかなという、逆にね、そんな感触もあったんですけども。それとですね、不活化入れて四種ワクチンする言って、四種混合ね、そんなんかって、できるだけやっぱりお知らせをきちっとしてあげたらいいと思うんですけども。お知らせをするとともにですね、確かに新生児出生したら、母子手帳の中には出生したことをお知らせくださいというはがきがね、入っているんです。自分で50円切って貼らなあかんけど、自分で貼らなあかんけど、はがきを送ってくださいというのが入ってます。それがきっちりね、そのはがきを送り返されてきているのか、そしてまた送り返されてきたら訪問ができているのか、今、予防接種がそうやってやり方が変わってきているということ、それと直近で聞きました。この定期接種、新しい接種、こういうものを含めて全部の子どもに対する予防接種の取り扱いをしているのは、町の医療機関の中では2つしかないというふうに私は聞いたんですが、それで間違いはないですか。子ども

さんたちは、先ほども言いました230, 40は安定的に母子手帳発行されておりますけれども、その全部の予防接種、個別接種中心になりましたのでね、その2つしかお医者さんがないと、全部の接種を扱っているのがね。その情報は間違いないですかね。

健康対策
課長 子どもさんの分で行きますと、小児科をあげておられる医療機関が2つありますが、そこでは全部の分が接種はできます。今おっしゃったとおりでございます。

里川委員 ほんでね、はがきとか、割合きちっと帰ってきているのか、新生児さん出生されたら、訪問なんかも十分いけているのかなと。以前やったら3人目やからもういいわとか、そういうのもあったようなんですが、このようにね、予防接種がいろいろと変わってくるとね、やっぱり訪問してもらって、いろいろ新しい情報をね、ほしいから、やっぱり3人目であっても、新生児訪問来てもらうというような考えが若い方のなかにはあるようなので、状況どんなものかなっていうのがあるんで。

健康対策
課長 今、委員がおっしゃったように、母子手帳交付時にはがきをお渡しして、出生したらそれを送付してもらって、新生児訪問の日程調整をさせていただいて、新生児訪問に行っている状況です。で、このはがきが返ってくるのが、だいたい、返ってきて新生児訪問行かせてもらっているのが、95%強ぐらいですけども、そのほか訪問しなくても、窓口に来られたりされる場合もございます。それとあと、長期で実家のほうに帰っておられる場合がありますので、そういった場合は新生児訪問できない場合もございます。それと、今おっしゃったように2人目、3人目なんで新生児訪問はいいですということはございます。ただ、そういった場合であっても、今おっしゃったように、町から予防接種の一括した冊子等をお渡しして説明しておりますので、なんらかの機会を捉えて、その説明、お手元に予防接種の冊子をお渡しして、説明する機会は設けるようにはしております。

里川委員 そうなんです。予防接種はね、こうやって内容が変わってきたりしたらね、やっぱりきちっとお知らせしてあげて、その期間ですね、90か月であったり、60か月であったりとか、いろいろあると思うんですけども、そういうのもきちっと保護者が分かるようにね、変われば、ほんと四種混合とか、また変わったということではね、余計そういうことはお願いしたいと思うんです。

それとですね、あと、小児科が2つしかないということの、ちょっと懸念というのか、個別接種の中では、ちょっとややこしいのかなとは思いますが、この予防接種どうなんでしょうね、町外接種っていう場合というのは、どんな扱いでなるんかなと思ったりするんですけど。

健康対策課長 広域7町の中で、こういった予防接種の単価、定期の予防接種等につきましては、契約しておりますので、広域圏で受けていただく場合は同じような扱いで受けていただけます。

里川委員 広域7町といえば、ちょっと狭められるかなとは思いますが、斑鳩町の東のほうでしたら、郡山向いて出るほうが非常に便利が良くて、もう郡山には小児科の専門のいい病院もできているんでね。病院いうたって大きくないですけども、本当に小児科専門で、うちなんかも急遽お世話になったりしていることもあるんですけども。広域だけがそういう扱いができて、郡山は無理ということなんですかね。

健康対策課長 それ以外の区域の医療機関で予防接種を希望される場合は、一旦、町の保健センターのほうに問い合わせをしていただいて、来ていただいて、承認許可書というのを発行させていただいて、そちらで受けていただくということになります。

里川委員 わかりました。できるだけ私もね、若い世代のお母さんともいろいろ話す機会も多いですので、できるだけそういうふうな説明を私自身もこ

ういうところで聞いて、きちっとそういう方たちに伝えていきたいというふうには思っております。

それとですね、もうひとつ、非常に前から気になっているんですけども、衛生処理場、いよいよ撤去作業に入っていくと、今年度は2千万ちょっとですけどもね、組んでいくということの中で、前々から私心配しているのは、通常のごみの持ち込みなんですね。たまたま出し忘れたとか、たまたまその曜日が不在で出せなかったとかいう場合にですね、だんだん高齢化してきてる中で、自転車ですね、衛生処理場へ持っていったりとかいうようなケースもあるんですよ。そういう方の話も私も聞いております。そんな中であって、日常的なごみの持ち込み、先ほど年末なんかのね、持ち込みの件については、ご報告もありましたし、聞いておりますが、日常的な持ち込みについての考え方、25年度工事かかっていきますし、今後本格的になるということの中で、どういうふうに町のほう考えておられるのか、これはやっぱりきちっとどうしても私たちの立場上聞いておかないかなという問題なので、再度、以前にも心配でいっぺん言ったことがありますけども、再度きちっとお尋ねしておきたいと思うんですが。

委員長 栗本環境対策課長。

環境対策課長 いよいよ25年の終盤からになると思うんですけども、衛生処理場の解体工事が始まります。そうなりますと、当然普段持ち込んでいただいておりますが、危険が伴いますので、あの場所には持ち込めないということになります。その中で、今、可燃ごみの積み替え施設の整備工事を進めております。今、最終処分場は搬入ルートが確立されてませんが、積み替え施設ができますと、住民の方の持ち込みの搬入ルートも安全に確保できるというふうに判断してますので、自動車をお持ちの方につきましては、最終処分場の積み替え施設が有力な持込場所になると思います。

それ以外、自動車をお持ちでない方、運転できない方につきましては、

現在、どのように取り扱うのか検討しておりまして、その方法が決まりましたら、この当委員会でもご報告させていただきたいというふうに考えております。

里川委員　もう先ほどから何べんも言ってますように、高齢化社会の中で、高齢者のみの世帯、いよいよ車も乗れないとか、ちょこちょこ最近そういう話も私自身も聞いてます。そんな中であって、なんとか自転車でもとかいう形で、これまで衛生処理場いろいろご迷惑かけた近隣の皆さんが、自転車で搬入されておられたケースもあると思います。そういう方たちが、また、今度は逆にね、なくすなかで、あまりにもご不便な形になるということになってもお気の毒かなど。ですから、そんな中であって十分な検討をしながら、自転車での搬入ということは絶対頭から抜かないで、自転車での搬入というのも頭においていただきましてね、私らまだ若いし、車乗れますから車で行きますけど、我々だって車でいけなくなる時期が、また来ると思うんです。ですからこれは重要な問題だと思いますので、ぜひ慎重に検討していただきたいと思います。これは意見としまして。

委員長　他に、何かご質問はございませんか。　嶋田議長。

議　長　高齢者の優待券の交付なんですけれども、これはもう毎年、いきいきの里の入館券と、バス優待乗車券ですか、チョイスできるということでやっていただけてますねけれども、私の住んでいる範囲ではバスはほとんど使わへんねんというふうなことをよく聞きます。また、五丁町に住んでおられる方でも、バスはほとんど使わへんねんと、斑鳩町の玄関口であるJRのICOCAですね、そういうふうなんもチョイスの中に入れてくれないかというふうな声よく聞きますので、選べる範囲を広げるという意味でも、JRのICOCAですか、そういうふうなんを含めてほしいというふうな要望をお聞きしてしますので、一度考えていただきたいと思います。以上です。

委員長 要望で。それでは、他に何かご意見ございませんか。

(な し)

委員長 それでは他に、理事者のほうから報告しておくことはございませんか。
植村福祉課長。

福祉課長 福祉課からご報告させていただきたいことが1点ございます。
現在、あわ保育園の給食調理室の新設等工事等を行っておりますけれども、その現況についてご報告させていただきたいと思います。
平成25年2月18日現在で、工事の進捗率は約70パーセントでございます。予定通り進んでいるところでございます。
まず、新しい調理室につきましては、建物自体はすでに工事を終了しております。今週から建築確認や消防の検査等を受ける手はずとなっております。
今週末には厨房用の機器を搬入することとしておりまして、その後、保健所の検査も受けるという計画になっているところです。
この調理室の今後の予定といたしましては、3月2日(土)まで現在の調理室で調理をいたしまして、3月4日(月)から新しい調理室での調理を開始したいというふうに考えているところでございます。
また、リフトの設置につきましては、設置工事自体は終了しております。現在稼動に向けた確認作業を行っているという状況でございます。
その他のことも含めた今後についてでございますが、現在の調理室を保育室に改修する工事につきましては、3月6日から取り掛かることと予定しております。3月下旬までの完成に向けて努めてまいりたいと考えているところでございます。
以上で、あわ保育園の給食調理室の新設等の工事についての現況の報告とさせていただきます。

委員長 報告がありました、何か質疑ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、以上、各課報告事項については、終わります。
続いて、4. その他について、各委員より質疑等があればお受けをいたします。何かございませんか。 里川委員。

里川委員 ちょっと、これはお願いなんですけれども、介護認定を受けられた方が、介護度が出たときにね、町のほうから認定されましたということで、保険証も送ったりしてあげてくれてはるみたいなんですけれども、その後、どうすればいいとかというのがね、もう高齢者の方わかってはらんかったりする場合がありますよね。だから、わからないことがあれば、まず担当の福祉課へでもご連絡くださいというようなことを、大きくね、書いといたげてくれへんかなと思ってね、その案内にね。ちょっとそういう意味で、これきたけど、後どないしてええかわからへんし、町は何も言うてきてくれへんしという、そういう話が先日ありましたんでね。何かわからないことがあったら、電話くださいみたいな形でちょっと大きくね、やっといてあげてくれはったら、ちょっとした行き違いなんですよ、これね。町が不親切かのように思っってはったりするから、その点、ちょっとお年寄りのことなんで、そういう文言をわかりやすく添えて、ちょっとお手紙出していただけたらありがたいかなというふうに思っているんです。いかがでしょうか。

福祉課長 もちろん、要介護認定を受けられる際には、介護サービスを前提とされている方が多いですので、要介護認定の受付の段階でも今後のことをご説明はさせていただいております。ただ、介護認定がおよそ1か月後に出てきますものですから、その認定の結果を送らせていただく際には、委員おっしゃったような内容のことを含めた文書も同封はさせていただいてはいるんですけれども、高齢者の方のより注意を引くといえますか、

そういうふうな表現等とか、デザインとか、そういうことについては工夫をさせていただきたいと思います。

里川委員 お願いしておきます。

委員長 それでは、その他についてもこれをもって終わります。
以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

(町長挨拶)

委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

(午前11時35分 閉会)